

調査報告書

令和7年10月17日

仙台市立[REDACTED]小学校いじめ調査委員会

仙台市立[]小学校いじめ調査委員会報告書

1 重大事態調査の位置付け

- (1) 重大事態の別 1号・2号
(2) 重大事態認定日 令和6年8月30日

2 調査の目的、調査組織の構成

- (1) 調査の目的 1) 重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにする。
2) 当該重大事態への対処について検証する。
3) 同種の事態の再発防止策を講ずる。
4) 不登校状態を解消する。(欠席を余儀なくされている場合)

- (2) 調査期間
- | | | |
|----------|-----------|-------------|
| 第1回調査委員会 | 令和7年1月17日 | 10:00～11:30 |
| 第2回調査委員会 | 令和7年1月31日 | 10:00～11:30 |
| 第3回調査委員会 | 令和7年2月14日 | 10:00～11:30 |
| 第4回調査委員会 | 令和7年2月27日 | 10:00～11:30 |
| 第5回調査委員会 | 令和7年3月18日 | 10:00～11:30 |
| 第6回調査委員会 | 令和7年5月 1日 | 10:00～11:30 |
| 第7回調査委員会 | 令和7年8月27日 | 10:00～11:30 |

- (3) 調査組織の構成 令和6・7年度

委員長	[]	(校長)
副委員長	[]	([]大学 教授：令和6年度 非常勤講師：令和7年度)
委員	[]	(教頭)
	[]	([]児童館長)
	[]	(民生委員・児童委員)
	[]	(教頭)
	[]	(教諭・いじめ対策担当・特別支援コーディネーター)
	[]	(養護教諭・不登校支援担当)

3 当該事案の概要

- (1) 対象児童について

- ① 2年[]組・男子(令和6年度：3年[]組)
② []へ転出した。

- ③ 欠席日数 令和5年度 106日
令和6年度 71日 []

- ④ 欠席状況

	[]
授業日数	[]
欠席日数	[]

- (2) 関係児童について

- 2年[]組・男子(以後、関係児童A)(令和6年度：[])
2年[]組・女子(以後、関係児童B)(令和6年度：3年[]組)
2年[]組・男子(以後、関係児童C)(令和6年度：3年[]組)

(3) 当該事案の概要

令和5年4月、関係児童Aから、体育館に行く際に「早く行けよ」と言われ、背中を押され、舌打ちをされたこと、休み時間に「おめー、かっこつけんな、ふざけんな」「その髪型ハゲ」などと言われたこと、鬼ごっこで関係児童Aから一人狙いをされたことのいじめを受けた。

4月21日、対象児童保護者から、連絡帳に上記のいじめ被害の記載があり、学校は関係児童Aからのいじめを認知した。同日、関係児童Aから聴き取りを行い、関係児童Aを指導した。

5月26日、授業中に整列する際に、順番を抜かした関係児童Bを対象児童が注意したところ、関係児童Bから服の首の部分をつ引っ張られ、首を絞められたり、パンチやキックをされたりした。同日、対象児童、関係児童Bの聴き取りを行い、その後、関係児童Bは対象児童へ謝罪をしたが、関係児童Bからは反省した様子が感じられず、対象児童は謝罪を受け入れなかった。

6月2日、休み時間に関係児童Cからヘッドロックやパンチ、キックをされた。目撃していた児童からの報告を担当が受け、対象児童、関係児童Cの聴き取りを行い、関係児童Cを指導した。また、夏休み前に関係児童Cからの謝罪の会を設けた。

夏休み明け、見守りに入っていた教員から強い口調で指導されたこと、担任が不在時に不安になること、母親から離れられない不安、いじめられたことを思い出す不安、学校そのものへの不安など様々な要因が重なり、令和5年断続的に欠席した。以降は、スクールカウンセラーと母との面談の際の登校や放課後登校のみとなり、令和6年登校できなくなった。

4 調査の内容

(1) 調査方法 資料（学校対応記録等）分析

(2) 調査内容

第1回にて、調査方法について、学校対応記録をもとに調査していくことを審議した。また、事案についての対応等の記録の確認を行った。

第2回にて、資料をもとにして、事案の整理を行い、事案の理解を図った。

第3回にて、資料をもとにして、対応等の記録の確認を行い、事案に対しての検証を行った。

第4回にて、資料をもとにして、対応等の記録の確認を行い、事案に対しての検証を行った。

第5回にて、資料をもとにして、対応等の検証を行い、事案に対して再発防止に向けての取組を検討した。

第6回にて、資料をもとにして、対応等の検証を行い、事案に対して再発防止に向けての取組を検討した。

第7回にて、資料をもとにして、対応等の検証を行い、事案に対して再発防止に向けての取組を検討した。

5 重大事態発生の概要

(1) 対象児童の訴え

[事案1] 令和5年4月、体育館に行く際に関係児童Aから「早く行けよ」と言われ、背中を押され、舌打ちをされた。

[事案2] 令和5年4月、休み時間に関係児童Aから「おめー、かっこつけんな。ふざけんな」「その髪型ハゲ」などと言われた。

[事案3] 令和5年4月、鬼ごっこで関係児童Aから一人狙いをされた。

[事案4] 令和5年5月26日、授業中に整列する際に、順番を抜かした関係児童Bを対象児童が注意したところ、関係児童Bから服の首の部分をつ引っ張られ、首を絞められたり、パンチやキックをされたりした。

[事案5] 令和5年6月2日、休み時間に関係児童Cからヘッドロックやパンチ、キックをされた。

(2) 関係児童からの聴取内容

- ① 関係児童 A：令和 5 年 4 月、「早く行けよ」と言って背中を押し、舌打ちをした。
令和 5 年 4 月、「おめー、かっこつけんな。ふざけんな」「その髪型ハゲ」と言った。
一人狙いはしていないが、そのように感じさせる場面はあり、対象児童ならタッチできると思い追いかけた。
- ② 関係児童 B：令和 5 年 5 月 26 日、生活科で外から戻る際、一番早く教室に戻りたいと思い、友達の前に並ぼうとした。その時に注意されたので、服の首の部分引っ張った。
また、叩いたり、蹴ったりした。
- ③ 関係児童 C：令和 5 年 6 月 2 日、休み時間にヘッドロックやパンチ、キックをした。

(3) 当該事案の事実経過

- ① 令和 5 年 4 月 21 日、対象児童の保護者から、連絡帳で関係児童 A から事案 1～3 のいじめを受けている旨の連絡があった。同日、関係児童 A から聴き取りを行い、「早く行けよ」と言って背中を押ししたこと、舌打ちをしたこと、「おめー、かっこつけんな。ふざけんな」「その髪型ハゲ」と言ったこと、を関係児童 A から確認することができた。鬼ごっこの際に、一人狙いをしたことは認めなかったが、一人狙いをしているように感じさせる場面はあったと話していた。事案について関係児童 A への指導後、教員が立ち合い関係児童 A から対象児童へ謝罪を行った。
- ② 5 月 26 日、関係児童 B から対象児童に対する事案 4 のいじめ行為があった。担任は事案について現認し、その場で対象児童及び関係児童 B から聴き取りを行った。その後、関係児童 B は対象児童へ謝罪をしたが、関係児童 B からは反省した様子を感じられず、対象児童は謝罪を受け入れなかった。
- ③ 6 月 2 日、関係児童 C から対象児童に対する事案 5 のいじめ行為があった。同日、対象児童及び関係児童 C から聴き取りを行った。また、周囲で目撃していた他の児童からも聴き取りを行い、事案を確認した。その後、関係児童 C は対象児童へ謝罪をしたが、教員から言われているように対象児童は感じ、謝意は伝わらなかった。
- ④ 6 月 5 日、対象児童母より「いじめにより学校に行きたくない」と対象児童が言っている」と欠席連絡が入った。それまで、事案 4、5 に関して担任から管理職に報告がなかったため、早急にいじめ防止等対策委員会を開き、6 月 14 日、対象児童から再度聴き取りをした。また、関係児童 B の聴き取りを 6 月 16 日、関係児童 C の聴き取りは欠席が続いていたため 6 月 26 日に聴き取りを実施の上、事実確認をした。それぞれの保護者へは聴き取りをした日に連絡を入れ、対象児童が安心して学校生活を送れるよう、担任以外の教員を対象児童の見守りに付けることとした。
- ⑤ 7 月上旬、関係児童 C から対象児童へ教員立会いの下で再度謝罪をし、対象児童は謝罪を受け入れた。関係児童 B は再度謝罪することへ気持ちの準備ができなかったため、後日行うこととした。
- ⑥ 関係児童 C からの謝罪を受けた後、対象児童は、発熱等により時々欠席をする状況はあったものの登校はできていた。
- ⑦ 8 月 31 日、対象児童父から、夏休み明けに教室の見守りに入っていた教員から強い口調で指導されたことで欠席したと連絡を受けた。
- ⑧ 9 月 4 日、対象児童が欠席したため、対象児童母へ連絡を入れた際に、欠席した理由は、体調の面ではなく心理的なものであると話があった。また対象児童と話ことができ、特に場面は特定できないが、いじめられたことを思い出してしまうことを確認した。
- ⑨ 9 月 8 日、対象児童母から連絡があり、登校時に担任の車がなかったことから登校することが不安になったことを確認した。
- ⑩ 9 月 28 日、対象児童母へ連絡を入れた際に、対象児童は学校そのものへの不安があることを確認した。

- ⑪ 10月26日、対象児童母から連絡があり、対象児童は[]を確認した。また、この連絡以降、対象児童は[]断続的に欠席した。
- ⑫ 11月以降は、スクールカウンセラーと対象児童母との面談の際の登校や放課後登校のみとなった。対象児童母と定期的に面談を重ね、スクールカウンセラーがいじめ被害の相談を受けることもあった。対象児童への登校支援を続けていたが、令和6年[]は登校することができなくなった。
- ⑬ 令和6年1月30日、[]を対象児童父から伝えられた。
- ⑭ 令和6年度に入ってから対象児童は、登校することができない状況が続いた。学校は、対象児童父と定期的に面談を重ね、今後の見通しとして、[]学校復帰を目指すこととしていた。
- ⑮ 6月25日、対象児童父との面談で、新たに受診したクリニックで、[]2年時のクラス編制がそもそもおかしかったこと、[]のことも考え、転校も視野に入れていることなどの話があった。
- ⑯ 7月24日、面談で、いじめによって[]登校できなくなったこと、転居による転校をすることが対象児童父から伝えられた。
- (4) 当該事案の事実経過から認定しうる事実等
学校からの提供資料より、対象児童の訴え事案1～5が事実として認定できる。

6 学校の対応

(1) 学校の対応について

① 初期対応の検証

1) 令和5年始業式時期から学級内の児童同士の関係性の見取りができず、個別・全体への声掛けや支援が不足していた。児童の人間関係づくりに教師側からよりサポートしていくことによって関係児童からのいじめ行為を未然防止に努めるべきであった。また、4月当初から道徳や学級活動の授業でソーシャルスキルトレーニングを実施し、他人とのコミュニケーション力の向上や思いやりの気持ちの醸成を図り、相手が嫌がる行為の具体を考えることで、いじめにつながる行為の未然防止に努めるべきであった。

2) 事案の対応・報告の遅れ

令和5年4月にあった関係児童Aからのいじめ事案については、その都度、管理職が報告を受け、対象児童母及び関係児童A母へ連絡をしていたが、5月26日及び6月2日に発生した関係児童B、関係児童Cによる事案について、管理職が情報を得たのは6月5日に対象児童母からの連絡が入ったことからであった。担任からの報告が遅れたこともあり、学校として迅速な組織的対応を行うことができなかった。

3) 事案への対応が十分に行えなかったこと

関係児童B、関係児童Cによる事案への対応を担当一人で行ったところもあり、事実確認に時間がかかってしまった。十分な指導を行えず、また、事案を認知した時点で対象児童母、関係児童母への連絡をできていなかった。いじめ対応の手順に則って素早く丁寧に対応すべきであった。

② 事案認知後の対応の検証

1) 関係児童への個別指導の課題

関係児童を指導し、対象児童に対しそれぞれ謝罪をする機会を設けたが、謝意が伝わるものではなかった。内省をしっかりと深めさせてから臨ませる必要があった。

2) 対象児童の不安への対応

令和5年9月に対象児童が欠席した際、「学校が怖い」「何かされるかもしれない」「特に場面はないけど、いじめられたことを思い出した」と理由を対象児童母が担任に伝えていた。そのため担任は児童の気持ちを受け止め、電話連絡や放課後登校等で担任との関係作りを行ったことは適切な対応であったものの、学校として具体的な対応を対象児童及び対象児童保護者へ提示し、不安の解消に努めるべきであった。

3) 欠席要因の捉え方

対象児童が登校した際に[]から、学校は欠席の要因として、いじめ被害や不安等さまざまな要因があった中、十分確認を行わずに、[]を主な欠席理由と捉え、不登校支援・保護者支援に注力するようになった。早い段階でいじめによる不登校として捉え、なぜ休んだのか欠席の都度、丁寧に事由をしっかりと確認していく必要があった。また、欠席事由の確認について、令和5年6月時点でいじめによる要因を視野に入れるべきであった。

4) 重大事態の認識

令和5年[]学校は「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」として捉え、対応を検討すべきであった。また、遅くとも令和6年6月25日の保護者面談において、担任といじめ対策担当教諭が父から[]と報告を受けた際に重大事態として対応すべきであった。

(2) 学校の対応に係る考察

① 関係児童B、関係児童Cからのいじめ被害において、担任がいじめを認知したが管理職への報告がなされず、また、対象児童保護者及び関係児童保護者への連絡もなく、事案対応を進めた。そのことで、関係児童B、関係児童Cの内省を深めることができず、対象児童も事案発生当初に謝罪を受け入れることができなかった。学校は、本事案を認知した段階でいじめ防止等対策委員会を開き、迅速に対応すべきであった。対象児童及び対象児童保護者の意向に沿った対応をし、事実の確認及び指導をすべきであった。

② 授業形態の配慮

学校は対象児童が安心して学校生活を送ることができるように、担任以外の教員を見守りにつけたり、管理職等が巡視を行ったりする見守り体制の充実を図った。また席替えや校外学習でのグループ決めなどでは、該当児童の心情を尊重した対応を行ったが、対象児童の登校不安を取り除くことができなかった。

③ 対象児童及び保護者と学校との信頼関係の構築

見守りに入った教員が、対象児童の状況や経緯を深く把握しないまま助言を行ったため、かえって児童及び保護者に対して不安を抱かせる結果につながってしまった。教員内で情報共有の徹底を図った上で、対応に努めるべきであった。

④ 対象児童への学習支援

学校は登校支援だけではなく、欠席が続いている中でも学習サポート面で、クロームブックを活用したオンライン授業や家庭訪問での学習指導など、対象児童の実態に合わせた対応をするべきだった。

7 当該事案への対処及び再発防止策の提言

(1) 当該事案への対処について

① いじめ事案対応と流れの理解の徹底

年度当初に教職員で共通理解を図り、事案が発生した際について児童支援担当教諭を中心に丁寧な事案の対応を徹底していく。また、聴き取りによる事実確認について、事案が起きたその日

のうちに児童支援担当教諭・いじめ対策支援員・学年教職員等と連携し、担任を含め、複数による聞き取りを徹底して事実把握に努めていく必要がある。

② 登校支援や学習支援を継続すること

登校復帰に向けて、放課後登校や別室登校、家庭訪問による学習支援、オンラインによる学習支援など、具体的な支援の内容を提示し、実行可能な支援を、当該児童、保護者とともに検討する。

(2) 学校に対する提言

① 関係児童への内省を深める指導

いじめを行った児童を指導する際には行為に至った背景に気付かせ、自己理解を深めさせる。関係児童保護者にも連絡をとり、経緯や指導内容を共有し連携を図る。またいじめ行為を繰り返さないようにするため、また、関係児童の成長にもつながるよう、必要な聴き取りや指導を行う。関係修復の会については、さまざまな場合があるが、対象児童が受け入れられる状況となり、かつ関係児童の内省が十分に深まった段階で実施する。そして、その後も学校生活の中で互いに安心して生活ができるよう、学校側が支援を図っていくことが大切である。

② 対象児童の心情への寄り添いと対応

関係児童への継続的な指導や声かけを対象児童及び保護者へ伝え、登校不安を取り除く必要がある。また、対象児童が教室へ入られない状態が続くときは、別室登校や放課後登校等を提案し、欠席が続く場合は電話連絡だけではなく家庭訪問をするなど、顔を直接見て様子や心情を確認し支援していくことが重要である。

③ 欠席要因の判断と対応

児童が欠席するときは、なぜ欠席しているのか、何が原因となっているのかを熟慮し、また、保護者とも確認を行いながら対応していく。欠席が続く場合は、担任だけでなく、ケース会議を開いてスクールカウンセラー等と連携し、児童の心理状態を正確に見立てながら対応していく必要がある。また、いじめが疑われる欠席をした時点で教育委員会に詳細を報告し、連携をしっかりと、丁寧に対応していくことが重要である。

④ 重大事態の認識、対応と報告

学校は欠席日数が30日間を超えなくとも、いじめによる原因で欠席が続く場合は「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」として、重大事態と認識し教育委員会に報告し、対応を検討していくことが必要である。

(3) 学校の組織体制について

① いじめの再発を防ぐ授業形態と見守り体制

常日頃から事案の軽重に関わらず、学校いじめ防止等対策委員会で情報を共有して学校全体で対応していくようにしていく。年度当初から学年内で交換授業を行うことで、担任だけではなく、学年全体で見守っていく体制を作っていくことがよい。また、指導体制を拡充していくことが必要である。

② 対象児童と保護者が安心できる体制づくり

対象児童の状況や保護者の意向を学校全体で適時共有し、学年教職員だけではなく、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携して対応する体制を作っていくことも大切である。

(4) 未然防止について

① 学級編制やグループ、座席等の配慮

学級編制を行う際は、前担任だけではなく過年度も含めてしっかり引継ぎをし、記録を蓄積して行う。新入学児童においては、幼保小連絡会等で情報交換を密にし、さらに幼稚園や保育所等に教職員が直接出向いて確認する。入学前から最大限に配慮を行っていく。席替えやグループ編制を行う際には、対象児童の心情に配慮して行うことが必要である。

② 日常の校内巡視の強化によるいじめの早期発見・見守りの継続

学年だけではなく、管理職をはじめ、全ての職員が、授業中のみならず、登校時や休み時間、放課後等に校内巡視を行い、早期発見・見守りに努めることが重要である。

③ 教職員の生徒指導力向上

教職員が児童一人一人をしっかりと理解し、個に応じた指導が行えるように研修を行い、能力を高める。配慮が必要な児童の実態を把握し、特性の理解と対応について身に付けるようにする。また学級経営を通して、児童の規範意識を養っていくことが大切である。

④ 学校経営方針の周知・協働型重点目標としての取組

年度当初に校長が教職員に対していじめ防止等に対する学校経営方針を示し、リーダーシップを発揮する。また「思いやりの心と自己有用感を持った子供」の育成を協働型重点目標に掲げ、学校・保護者・地域が一体となって取り組むようにする。児童一人一人が互いの個性や立場、考え方を尊重しながら関わるようにし、規範意識へつなげる必要がある。

8 対象児童及び関係児童の状況

(1) 対象児童の現状

令和6年[]へ転出した。

(2) 関係児童の現状

関係児童Aについて、令和6年[]へ転出した。

関係児童B、関係児童Cについて、加害行為は特になく生活できている。